

これは読者のみなさんが大好きな銭湯や温浴施設に大きく関わりのある法律です

そこで今回は、公衆浴場法というのはどういった法律なのか、

また利用する私たちにどう関わってくるのかなどについて紹介します。



# | を目的とした法律か?

施設などに関わる法律ということですね。 同じ)の許可を受けて公衆浴場経営する 又は特別区にあっては市長、区長、以下 られ、現在も施行されている法律です は「都道府県知事(保健所を設置する市 衆を入浴させる施設」、また「浴場業」と 温、潮湯又は温泉その他を使用して、公 本則は第一条から第十一条まであります。 こと」というようになっています。つまり Jの法律は、私たちがよく利用する温浴 す。この法律で言う「公衆浴場」とは「湯 △」とはどういうものかを定義していま 公衆浴場法とは、昭和23年7月に作 まず第|条には、「公衆浴場」と「浴場

い環境に保つことを目的とした法律とい 公衆浴場を衛生・風紀面などにおいて良 事が監督し、守られない場合には処罰が 守るべきこと、それに対して都道府県知 衆浴場の営業許可に関すること、営業 す。要するにこの法律の目的というのは、 ある、大まかに言うとそういった内容で ならない必要な措置や義務、入浴者が 者が衛生や風紀のために講じなければ

基準を定めた「公衆浴場法施行条例」と そしてこの「公衆浴場法」に基づいて

> 体にあります。 いうのが都道府県など監督する各自治



# 象となる施設は?

種類に分けられています。 法律が適用される公衆浴場は大きく二 ページ「公衆浴場法概要」によると、この なのでしょうか。厚生労働省のホ 衆浴場というのは、具体的にどんな施設 ところでこの法律で定義されている公

一つは「一般公衆浴場」。地域住民の日

風呂等と記されています。 移動入浴車、エステティックサロンの泥 めの浴場、サウナ、個室付き公衆浴場、 もの、工場等に設けられた福利厚生のた チックジム等スポーツ施設に併設される ランド型のものや、ゴルフ場やアスレ 休養を目的としたヘルスセンター・健康 の浴場が含まれるそうです。 令で利用料金が統制されているもの。具 常生活において保健衛生上必要なもの 体的には銭湯や老人福祉センターなど として利用される施設、さらに物価統制 もう一つは「その他の公衆浴場」。保養・

第二条から第十一条までの間には、公

ものなどに関しては対象外だそうです。 て設置され、衛生措置が講じられている るお風呂には全部この法律が適用され るように思えますが、他の法令に基づい こうしてみると、私たちが外で利用す

> 設の浴場も適用外です。 例えば旅館業法の適用を受ける宿泊施

#### り用者に対する メリットは?

メリットがあるのでしょうか。 ち温浴施設などの利用者にとってどんな それではこの法律があることで、私た

きるように定められている、その点がメ 浴場を安全に、そして気持ちよく利用で の他入浴者の衛生及び風紀に必要な措 を拒まなければならないと示しています 病にかかっていると認められる者の入浴 四条には、営業者に対して、伝染性の疾 置を講じなければならない」とあり、第 いて換気、採光、照明、保温及び清潔そ リットということですね。 これらの内容を見ると、私たちが公衆 まず第三条に「営業者は公衆浴場につ

### 別用者も守らなければ ならない法律

向けた法律のように見えますが、最初に しての内容もあります。 も少し触れたように、私たち利用者に対 この法律は一見、公衆浴場の営業者に

浴槽内を著しく不潔にし、その他公衆 第五条に「入浴者は公衆浴場において

> 衛生に害を及ぼすおそれのある行為を ければならないと定められています。 や管理者はそういった行為を制止しな してはならない」とあり、さらに営業者

用者が温浴施設でのルールを守らないと 気を付けなければならないですね。 罰せられる場合もあるということです。 が違反した場合だけではなく、私たち利 違反した者」とあります。つまり営業者 人浴した者、又は第五条第一項の規定に 定により営業者が拒んだにもかかわらず る該当者として第二項に、「第四条の規 さらに第十条の拘留又は科料に処す

### いかがでしたか

たけでなく、公共の場というのは自分だ 今回は公衆浴場法の本則をかいつま もちろん法律で決められているから 利用するわけではありませんので

